

～こんな案件ありました～

「解決！ 裏金横領の疑惑」

民事事件：手帳に残された裏金の支出先と相手方

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

弁護士の板根富規さんが扱った事件を紹介。

◇ X建設会社の総務部長Aさんが解雇されました。裏金を横領した疑惑がかげられたためです。この会社では、子会社の取締役に対する報酬を、所得税などを差し引き、裏金として管理していたのです。それをセネコンの現場監督や、時には政治家に渡していました。懲戒解雇だったため、X社はAさんに退職金を支払いませんでした。Aさんの主張は、「裏金はきちんと渡した、横領はしていない」というもの。またAさんは、X社の財務調査の時も、裏金の管理については口を閉ざし、X社を守ってきたという自負がありました。私はAさんの代理人としてX社と交渉。Aさんは、裏金として支出した大半について、いつ、誰に、いくら渡したかのメモを残してしまっていた。しかしX社はこのメモを認めません。そこで、やむなく裏金を渡した相手方に対して、内容証明郵便で渡した裏金を戻せという請求をしようと準備。10数人に対する内容証明郵便の原稿をX社に示したところ、ついに裏金の支出を認めました。その結果、退職金も支払われました。もしAさんがメモを残していなければ、疑惑は晴れなかったでしょう。何をすることもメモを残すことは大切。私は、裏金と渡された相手方を確認したとき、社会の病巣を見た思いでした。もっと詳しく聞きたい人は、80822@n21.com 2345板根富規法律事務所（中区上八丁堀7-10Hビル2階）へ。